

情報伝達訓練の実施結果（報告）

1. 開催概要

平成 30 年度中に計 3 回開催

【第 1 回情報伝達訓練】

日 時 : 平成 30 年 10 月 16 日 (火) 15:50~17:00
開催形態 : 集合訓練
場 所 : 福岡朝日ビル B 1 階 13,14 番会議室
実施内容 : 下記の事項について説明 (ガイダンスとして実施)
(1) 情報伝達訓練の概要
(2) 今後の情報伝達訓練の実施要領
参 加 者 : 下記の計 44 名が参加
自治体 (県) : 14 名 (8 団体)
自治体 (市) : 15 名 (11 団体)
民間団体 : 1 名 (1 団体)
有識者 : 2 名 (2 団体)
国機関 : 4 名 (2 団体)
事務局 : 8 名 (2 団体)

【第 2 回情報伝達訓練】

日 時 : 平成 31 年 1 月 15 日 (火) 13:00~16:30
開催形態 : 集合訓練
場 所 : A. R. K (アーク) ビル 2 階 大ホール
実施内容 : (1) 情報伝達訓練
(2) 情報伝達訓練に関する発表
(3) 情報伝達訓練に関する意見交換
参 加 者 : 下記の計 36 名が参加
自治体 (県) : 11 名 (7 団体)
自治体 (市) : 13 名 (9 団体)
民間団体 : 1 名 (1 団体)
有識者 : 2 名 (2 団体)
国機関 : 3 名 (2 団体)
事務局 : 6 名 (2 団体)

【第3回情報伝達訓練】

日 時 : 平成31年2月8日(金) 10:00~17:00

開催形態 : それぞれの勤務場所における訓練

場 所 : それぞれの勤務場所

実施内容 : 情報伝達訓練(発災直後の状況確認まで)

参 加 者 : 全ての構成員(各構成員の担当窓口1名を対象に連絡)

自治体(県) : 9名(9団体)

自治体(市) : 11名(11団体)

民間団体 : 1名(1団体)

有識者 : 2名(2団体)

国機関 : 2名(2団体)

事務局 : 2名(2団体)

2. 情報伝達訓練の実施内容

1) 第2回情報伝達訓練の実施に当たっての条件

情報伝達訓練は、下記の条件のもとで行った。

- ・ 発災～広域連携チーム立上げ（参集）までを想定する。
- ・ 災害は、南海トラフ地震による地震・津波被害が生じたものとする。
- ・ 訓練は、行動計画に示した対応の流れをベースに、事務局で作成したシナリオに沿って、実施する。
- ・ 各構成員を、「被災県」、「支援県」、「被災県内の市」、「支援県内の市」、「オブザーバ」に区分する。
- ・ 訓練では、条件をシンプルにするため、便宜上、被災県内の市町村は全て被災している（支援はできない）、支援県内の市町村は全て被災していない（支援を要しない）ものと仮定し、各構成員の役割を明確にする（下記参照）。
 - 被災県：大分県、宮崎県
 - 支援県：佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県（ご欠席：福岡県）
 - 被災県内の市：大分市、宮崎市
 - 支援県内の市：北九州市、大牟田市、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市、鹿児島市（ご欠席：福岡市、那覇市）
 - 九州地方環境事務所：九州地方環境事務所、事務局（日本環境衛生センター）
 - オブザーバ：有識者、全国産業資源循環連合会九州地域協議会、九州地方整備局、沖縄総合事務局
- ・ 関係者間のメール、電話等のアクションは、紙に置き換えて行う。



図 フロア内配置図

2) 第2回情報伝達訓練の実施の流れ

情報伝達訓練は、下記の手順で進行した。

実施概要	関係者（主体→対応先）	
緊急地震速報発令→発災	事務局	→ フロア全体
↓		
被害状況の付与	事務局	→ 各県・市
↓		
発災直後の安否確認（連絡）	九州地方環境事務所	→ 各県・市
発災直後の安否確認（返答）	各県・市	→ 九州地方環境事務所
↓		
安否確認の集計	九州地方環境事務所	
↓		
九州地方環境事務所からの連絡 ・環境事務所の現地入り ・関係者間の情報共有のお願い ・広域連携チーム立ち上げ時の候補者検討のお願い	九州地方環境事務所	→ 被災県 支援県 支援県内の市
↓		
発災から約8時間後を想定した状況付与	事務局	→ フロア全体
↓		
各関係者独自の現地確認先の検討 (本訓練では、被災県内の市を除く全ての自治体が、独自に現地確認に向かう想定とした)	被災県、支援県、 支援県内の市 九州地方環境事務所	
↓		
広域連携チームの候補者の回答	支援県、支援県内の市	→ 九州地方環境事務所
↓		
広域連携チームへの参加候補者の集計	九州地方環境事務所	
↓		
現地確認、情報共有	被災県、支援県、 支援県内の市、 九州地方環境事務所	→ 九州地方環境事務所
↓		
広域連携チームの設置確認、伝達	九州地方環境事務所	→ 被災県
↓		
広域連携チームへの派遣要請	九州地方環境事務所	→ 支援県、支援県内の市
↓		
広域連携チームの派遣に関する準備事項の検討	支援県、支援県内の市	
広域連携チームの受入に関する準備事項の検討	被災県、被災県内の市	
↓		
広域連携チームの参集	支援県、支援県内の市、 九州地方環境事務所	

その他、情報伝達訓練の幕間の作業として、各構成員において下記の検討を行った。

検討内容	対象者
被害状況を整理する様式の確認	支援県、支援県内の市
支援内容を整理する様式の確認	被災県・被災県内の市
それぞれの立場から支援可能な内容の検討	オブザーバ
被災地内での対応の検討	被災県内の市

3) 第2回情報伝達訓練に関する発表

情報伝達訓練及び幕間の作業の中で検討した事項のうち、下記の内容については、訓練終了後にそれぞれ発表を行っていただいた。

発表内容	対象者
それぞれの立場から、災害廃棄物処理に関してどういった支援が可能か。 (下記に抜粋)	オブザーバ
仮置場を開設し災害廃棄物(片付けごみ)の受入を開始するために必要な対応事項。	被災県内の市
情報伝達訓練の中で行った、「各自治体独自の動きによる現地確認」結果報告。	九州地方環境事務所
広域連携チームを設置することになった場合の、受入側に必要な準備事項及び支援者側に配慮・対応を希望する事項。(下記に抜粋)	被災県、被災県内の市
広域連携チームを設置することになった場合の、支援側からの職員派遣に当たって必要な準備事項。(下記に抜粋)	支援県、支援県内の市

●主な発表内容

①それぞれの立場から、災害廃棄物処理に関してどういった支援が可能か。

有識者	<ul style="list-style-type: none"> ・DWNへの参加・協力 ・災害廃棄物発生量の試算 ・DWNや大学を通じての技術的な支援 ・被災地の大学教授らと連携しての現地調査や被災状況調査 ・廃棄物資源循環学会(九州支部)・土木学会(西部支部)等を通じての情報提供 など
全産連九州 地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・被災県の産業資源循環協会による対応 <ul style="list-style-type: none"> ・協会が対応可能な状況であること ・県と協会の間で支援協定を締結していること ・被災市町村から具体的に要請が行われていること などが前提条件となる ・被災県外の協会が支援に当たる場合は、被災県内の協会からの要請を基本とする
九州地方 整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・現地派遣のリエゾンが収集した情報の共有 ・道路啓開等に関する廃棄物分野との連携 ・道路の通行状況に関する情報の提供
沖縄総合 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部局間の調整 ・仮置場用地の提供

②広域連携チームを設置することになった場合の、受入側で必要な準備事項及び支援者側に配慮・対応を希望する事項。

<p>受入側で必要と考える準備事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・執務室の確保 ・駐車場の確保 ・電話・ネットが利用できる環境の整備 ・営業している宿泊先や通行可能な道路の紹介 ・現状困っている（支援を求めている）市町村のリストの提供 ・災害対策本部と会議を行うなど情報共有ができるテレビの設置 ・管内地図の提供 ・ホワイトボードの設置 ・廃棄物の種類、処理方法、ごみ発生量等を把握して伝えること ・支援要請を行ってきている県内市町村に対し、県から受援指導を行うこと
<p>支援者側に配慮・対応を希望する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの確保 ・移動手段の確保 ・当面の費用負担 ・宿泊先や食料の確保 ・支援者側や広域連携チームで持っている情報の、被災自治体への共有

③広域連携チームを設置することになった場合の、支援側からの職員派遣に当たって必要な準備事項。

<p>支援者側で必要と考える準備事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車両（公用車、レンタカーなど。公用車は、平時の整備も含む。） ・宿泊先（又は寝袋） ・公用携帯電話 ・パソコン ・当面の食料、飲料水 ・被災地の地図 ・広域連携チームの関係者名簿、連絡先の一覧 ・現場用の装備（ヘルメット、長靴、ライト、ビブス、軍手等） ・被災地で策定されている災害廃棄物処理計画（事前に目を通しておく） ・現地のガソリンスタンドの場所、支払い方法等についての事前確認 ・現地の交通状況（道路、鉄道、空港等）の確認 ・長期の派遣を見据え、その後の代替要員の検討 ・派遣先市町村の分別方法の事前確認 ・費用負担の範囲の確認 ・派遣職員の手持ち業務の分担、引継ぎ ・支援側の廃棄物処理施設で受け入れられる量（処理可能量）の情報整理 ・民間事業者と連携できる体制の構築 ・派遣元の庁内に所在する職員との連携体制の構築（ガソリンスタンド、コンビニ、駐車場等の情報を提供できるバックアップ体制）
<p>派遣先（受入側）から提供いただきたい情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の一覧の情報 ・被災地内の道路通行状況の情報 ・中間処理施設の状況の情報 ・仮置場の設置状況の情報

4) 第3回情報伝達訓練の実施の流れ

第3回情報伝達訓練は、協議会構成員が会議室に一堂に会するのではなく、各担当がそれぞれの職場にいる条件で実施するものとし、下記の手順で進行した。役割分担は、第2回情報伝達訓練と同様とした。

訓練当日の一週間前に「事前予告」として、各構成員に、実施の流れ及び開催当日に回答する被害状況をメールで送信した（オブザーバ及び九州地方環境事務所は、実施の流れのみ。）。

これを踏まえた上で、開催当日に「発災」のアナウンスをメールで一斉送信し、訓練開始とした。

【事前予告（平成31年2月1日）】

事務局から構成員へ、以下のファイルを送信する。

全ての構成員：実施の流れ

県・市のみ：個別の状況付与のファイル

【訓練当日（平成31年2月8日）】

①事務局から構成員全体に、訓練を開始する旨をメールにより一斉アナウンスを行う。

②訓練開始後、九州地方環境事務所から各構成員（市を除く）へ、被害の有無について確認を行うため、電話を行う。

③九州地方環境事務所から連絡を受けた構成員は、必要な対応を行う。

県：県内の構成員の市に対し、被害の有無について確認を行うための電話をかける（②の電話を受ける前に先行して市へ確認してもよい。）。

オブザーバ：受けた電話に対し、回答（情報伝達の完了条件を満たすための対応）を行う。

④県から連絡を受けた市の構成員は、受けた電話に対し、回答（情報伝達の完了条件を満たすための対応）を行う。

※完了したか否かを問わず、県と市間の情報伝達は、16:00で終了するものとする。

⑤市から回答を受けた県は、九州地方環境事務所へ、回答（情報伝達の完了条件を満たすための対応）を行う。

※完了したか否かを問わず、九州地方環境事務所と県間の情報伝達は、17:00で終了するものとする。

⑥九州地方環境事務所は、各構成員の回答を集計する。

表 第3回情報伝達訓練の連絡相手

所属（「→」は連絡相手）	担当課
九州地方環境事務所	廃棄物・リサイクル対策課
→ 福岡県	廃棄物対策課
→ 北九州市	循環社会推進課
→ 福岡市	循環型社会計画課
→ 久留米市	施設課
→ 大牟田市	環境業務課
→ 佐賀県	循環型社会推進課
→ なし	—
→ 長崎県	廃棄物対策課
→ 長崎市	廃棄物対策課
→ 佐世保市	環境政策課
→ 熊本県	循環社会推進課
→ 熊本市	廃棄物計画課
→ 大分県	循環社会推進課
→ 大分市	ごみ減量推進課
→ 宮崎県	循環社会推進課
→ 宮崎市	廃棄物対策課
→ 鹿児島県	廃棄物・リサイクル対策課
→ 鹿児島市	資源政策課
→ 沖縄県	環境整備課
→ 那覇市	廃棄物対策課
→ 全産連九州地域協議会	—
→ 九州大学	—
→ 名古屋大学	—
→ 九州地方整備局	防災課
→ 沖縄総合事務局	防災課

5) 第3回情報伝達訓練における情報伝達の完了条件

情報伝達の方法は、下表のグループごとに対応が異なり、それぞれにおける条件を満足することで、各構成員の情報伝達が完了したものと判断した。

グループ	種類	関係者
A	県 (市へ確認の電話連絡が必要)	福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
B	県 (市へ確認の電話連絡は不要)	佐賀県
C	市[構成員]	北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、長崎市、 佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、 那覇市
D	民間団体、有識者、国の機関	全産連九州地域協議会、九州大学（島岡教授）、 名古屋大学（平山准教授）、九州地方整備局、 沖縄総合事務局
E	九州地方環境事務所	事務局

■グループA（福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）の情報伝達

【情報伝達の方法】

- ① 九州地方環境事務所から確認の電話を受ける（被害の有無の照会）。
- ② 県内の市（構成員）に確認の電話を行う（被害の有無の照会）。
→（「県と市の間で情報伝達を完了」、または「情報確認の締切時刻を超過」時点で③へ移行）
- ③ 県内の市（構成員）から回答を受ける。
- ④ 県内の市（構成員）からの回答を含め、県から九州地方環境事務所へ回答の電話を行う。
<九州地方環境事務所との情報伝達完了>
※①の前に県内の市（構成員）へ先行して②の確認を行っても構いません。

【上記②の情報伝達の完了条件（県 ↔ 市）】

県からの照会に対し、市が下記（1）～（3）いずれかの対応ができた段階で完了とします。

- （1）市の担当者が、県から受けた電話で直接回答する。
- （2）市の担当者が、後から折り返し県へ電話をし、回答する。
- （3）市の担当者に代わり、別の市職員が回答する。

※訓練当日の16:00を過ぎても情報伝達が完了しなかった場合、連絡がとれなかったものとして、九州地方環境事務所への情報伝達（上記④）に移行するものとします。

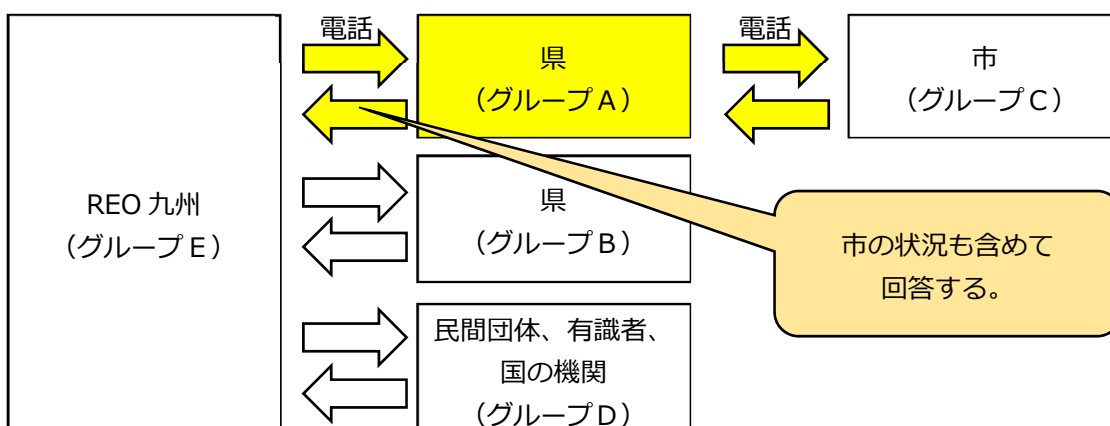
【上記④の情報伝達の完了条件（九州地方環境事務所 ↔ 県）】

九州地方環境事務所からの照会に対し、県が下記の対応ができた段階で完了とします。

- （1）県の担当者から九州地方環境事務所へ電話を行い、市の分も含め回答する。
※県の担当者が当日対応できない場合、別の県職員へ上記の対応（県・市間の情報伝達及び九州地方環境事務所への連絡対応）を引き継いでおく必要があります。
※①の前に②～③が完了していた場合のみ、①の電話を受けた時点で、直接回答することも可能です。

なお、情報伝達の**締め切りは17:00**です。

【グループAの対応範囲（着色部）】



【情報伝達の方法】

- ・ [折り返し回答する場合] ●●県の▲▲です。情報伝達訓練の照会事項について報告します。
- ・ ●●市にも確認をとりました。●●市の窓口は▲▲さんです。
(●●市からは回答が得られませんでした。)
- ・ ●●県は災害による被害が生じています (いません)。
- ・ [被災している場合] ●●県庁舎及び県内の市庁舎の機能に支障が生じています。
- ・ [被災している場合] 本県及び●●市では災害廃棄物処理に関する支援を必要としています。

- ・[被災していない場合] ●●県（市）では、現地確認のため被災地へ職員を派遣予定です（職員を派遣する予定はありません）。

■グループ B（佐賀県）の情報伝達

【情報伝達の方法】

- ① 九州地方環境事務所から確認の電話を受ける（被害の有無の照会）。
- ② 九州地方環境事務所へ回答する。（情報伝達の完了条件のいずれかを満足する）
<九州地方環境事務所との情報伝達完了>

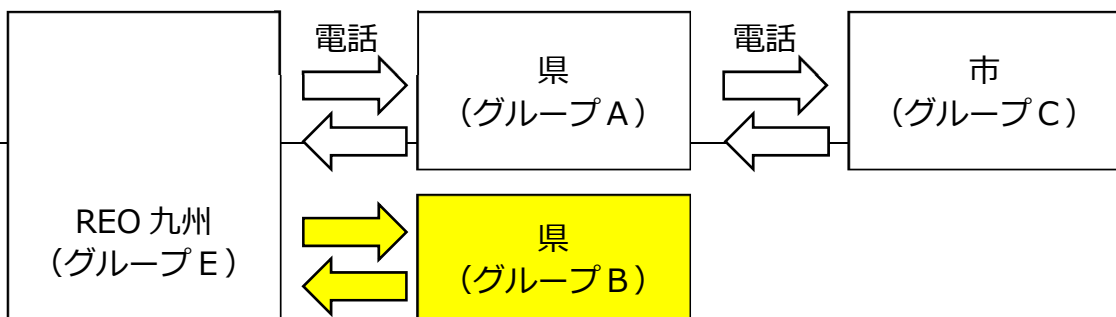
【情報伝達の完了条件】

九州地方環境事務所からの照会に対し、県が下記（１）～（３）いずれかの対応ができた段階で完了とします。

- （１）県の担当者が、九州地方環境事務所から受けた電話で直接回答する。
- （２）県の担当者が、後から折り返し九州地方環境事務所へ電話をし、回答する。
※担当者が庁内に在席していないためにこのような対応を行う場合、出先から連絡できるように、庁内でも事前に周知し、体制を構築しておく必要があります。
- （３）県の担当者に代わり、別の県職員が回答する。
※事前予告を行った時点で回答内容を別の職員へ伝達しておくか、出先の担当者から電話を受けた庁内の別の職員へ回答内容を指示する必要があります。

なお、情報伝達の**締め切りは 17:00** です。

【グループ B の対応範囲（着色部）】



【情報伝達の方法】

- ・ [折り返し回答する場合] ●●県の▲▲です。情報伝達訓練の照会事項について報告します。
- ・ ●●県は災害による被害が生じています（いません）。
- ・ [被災している場合] ●●県庁舎の機能に支障が生じています。
- ・ [被災している場合] 本県では災害廃棄物処理に関する支援を必要としています。
- ・ [被災していない場合] ●●県では、現地確認のため被災地へ職員を派遣予定です（職員を派遣する予定はありません）。

■グループC（北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市）の情報伝達

【情報伝達の方法】

- ① 県から確認の電話を受ける。
 - ② 県へ回答する。（情報伝達の完了条件のいずれかを満足する）
- <県との情報伝達完了>

【情報伝達の完了条件】

県からの照会に対し、市が下記（１）～（３）いずれかの対応ができた段階で完了とします。

（１）市の担当者が、県から受けた電話口で直接回答する。

（２）市の担当者が、後から折り返し県へ電話をし、回答する。

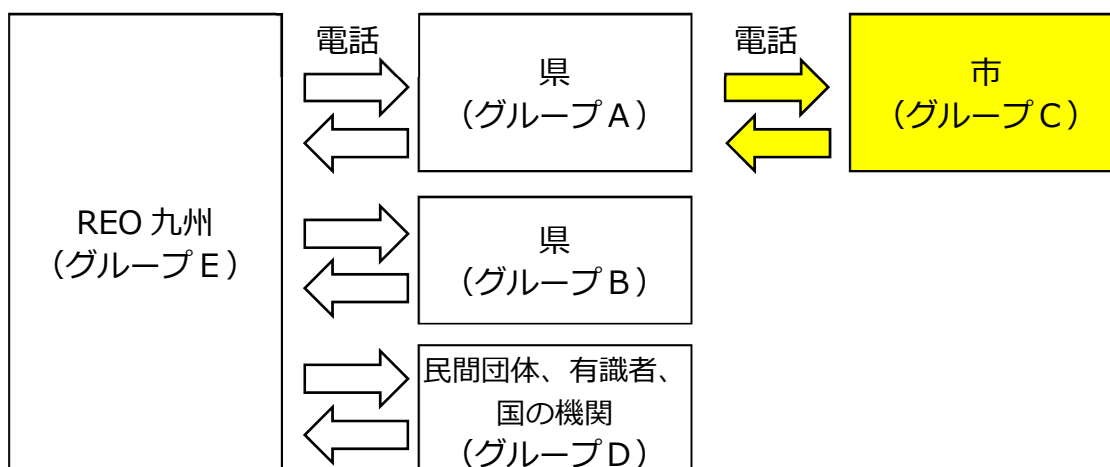
※担当者が庁内に在席していないためにこのような対応を行う場合、出先から連絡できるように、庁内でも事前に周知し、体制を構築しておく必要があります。

（３）市の担当者に代わり、別の市職員が回答する。

※事前予告を行った時点で回答内容を別の職員へ伝達しておくか、出先の担当者から電話を受けた庁内の別の職員へ回答内容を指示する必要があります。

なお、情報伝達の締め切りは 16:00 です。

【グループCの対応範囲（着色部）】



【情報伝達の方法】

- ・ [折り返し回答する場合] ●●市の▲▲です。情報伝達訓練の照会事項について報告します。
- ・ ●●市は災害による被害が生じています（いません）。
- ・ [被災している場合] ●●市庁舎の機能に支障が生じています。
- ・ [被災している場合] 本市では災害廃棄物処理に関する支援を必要としています。
- ・ [被災していない場合] ●●市では、現地確認のため被災地へ職員を派遣予定です（職員を派遣する予定はありません）。

■グループD（全産連九州地域協議会、九州大学（島岡教授）、名古屋大学（平山准教授）、九州地方整備局、沖縄総合事務局）の情報伝達

【情報伝達の方法】

- ① 九州地方環境事務所から確認の電話を受ける。
 - ② 情報伝達の完了条件のいずれかを満足する。
- <九州地方環境事務所との情報伝達完了>

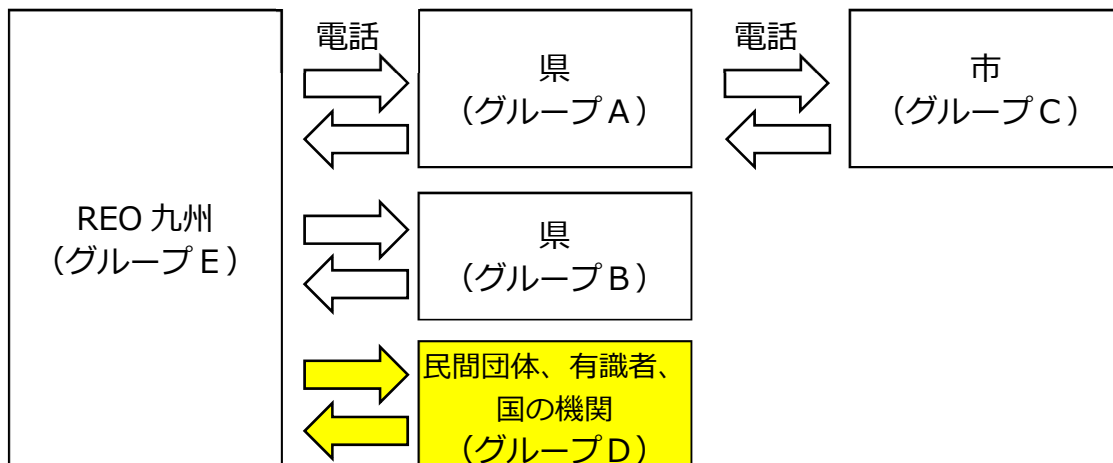
【情報伝達の完了条件】

九州地方環境事務所からの照会に対し、各組織の担当者が下記（１）～（２）いずれかの対応ができた段階で完了とします。

- （１）各組織の担当者が、九州地方環境事務所から受けた電話を直接受ける。
 - （２）各組織の担当者が、後から折り返し九州地方環境事務所へ電話する。
- ※担当者が事務所内に在席していないためにこのような対応を行う場合、出先から連絡できるよう、事務所内でも事前に周知し、体制を構築しておく必要があります。

なお、情報伝達の締め切りは 17:00 です。

【グループDの対応範囲（着色部）】



【情報伝達の方法】

- ・ ●●● (団体名) の▲▲です。
- ・ [受電して回答する場合、情報伝達訓練の連絡体制の確認について] 了解しました。
- ・ [折り返し回答する場合] 情報伝達訓練の連絡体制の確認のために連絡しました。

■グループEの情報伝達

【情報伝達の方法】

- ① 市を除く構成員へ確認の電話を行う。
- ② 情報伝達の完了条件のいずれかを満足する。

<構成員との情報伝達完了>

※情報伝達が完了した時刻を、集計用のシートに控えておいてください。

【情報伝達の完了条件】

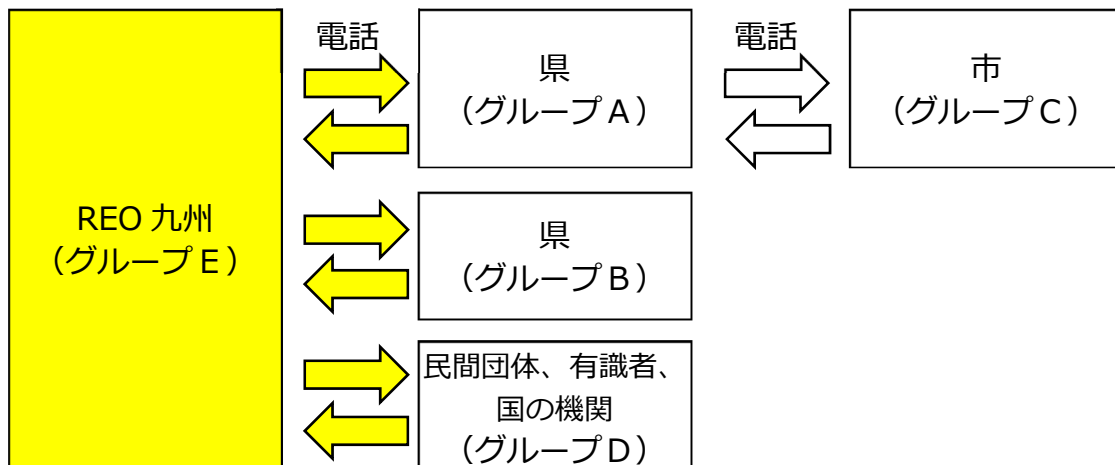
それぞれのグループから下記（１）～（２）いずれかの対応がなされた段階で完了とします。

- （１）九州地方環境事務所からかけた電話で直接回答を受ける。
- （２）構成員から折り返した電話で回答を受ける。

※九州地方環境事務所内で担当者が直接受電できない場合に備え、別の職員でも代理応答できるよう、事務所内で事前に周知し、体制を構築しておく必要があります。

なお、情報伝達の締め切りは 17:00 です。

【グループEの対応範囲（着色部）】



【結果のとりまとめ】

情報伝達訓練の実施結果を集計用のシートに取りまとめる。

3) 第3回情報伝達訓練の実施結果

第3回情報伝達訓練の実施結果は、下表のとおりである。

構成員	情報伝達の成否	REO九州への 情報伝達完了時刻
福岡県	REO九州との伝達： 成功	10:41
北九州市	県との伝達： 成功	
福岡市	県との伝達： 成功	
久留米市	県との伝達： 成功	
大牟田市	県との伝達： 成功	
佐賀県	REO九州との伝達： 成功	10:34
長崎県	REO九州との伝達： 成功	14:48
長崎市	県との伝達： 成功	
佐世保市	県との伝達： 成功	
熊本県	REO九州との伝達： 成功	13:20
熊本市	県との伝達： 成功	
大分県	REO九州との伝達： 成功	11:25
大分市	県との伝達： 成功	
宮崎県	REO九州との伝達： 成功	11:55
宮崎市	県との伝達： 成功	
鹿児島県	REO九州との伝達： 成功	10:15
鹿児島市	県との伝達： 成功	
沖縄県	REO九州との伝達： 成功	10:25
那覇市	県との伝達： 成功	
全産連九州地域協議会	REO九州との伝達： 成功	10:21
九州大学（島岡教授）	REO九州との伝達： 成功	11:00
名古屋大学（平山准教授）	REO九州との伝達： 成功	14:28
九州地方整備局	REO九州との伝達： 成功	12:26
沖縄総合事務局	REO九州との伝達： 成功	10:33